

## 登別市農林業等振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市における農林業等の持続的発展及び農山村の振興に資するため、農林業者等が行う事業に対する経費に対し、予算の範囲内で登別市農林業等振興補助金を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(農林業等振興補助金の範囲)

第2条 登別市農林業等振興補助金は、次に掲げるものとする。

- (1) 胆振西部乳牛検定組合補助金
- (2) 酪農ヘルパー事業運営補助金
- (3) 中山間地域等直接支払交付金
- (4) 森林愛護啓蒙事業補助金
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる農林業者等は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林業者で構成された団体
- (2) 伊達市農業協同組合の生産者部会
- (3) 農業生産法人等の農業を行う法人
- (4) 森林組合及び森林愛護組合連合会
- (5) その他市長が特に認めた団体及び農林業者

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けようとする農林業者等（以下「申請者」という。）は、登別市農林業等振興補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を登別市農林業等振興補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請内容の変更等)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、登別市農林業等振興補助金交付事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認したときは、登別市農林業等振興補

助金交付事業変更承認通知書（別記様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 補助金交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに、市長にその旨を報告し、市長の指示に従わなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、その日から60日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに登別市農林業等振興補助金交付決定事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）事業に係る経費の明細書及びそれを証する書類

（2）その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて職員に現地調査を行わせ、その報告に係る補助対象事業が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を登別市農林業等振興補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取り消し）

第9条 補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助事業の施工の方法が不相当と認められたとき。

（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（5）前各号のほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

登別市農林業等振興補助金交付申請書

登別市長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名 印

登別市農林業等振興補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請額 円
- 3 補助事業の目的及び効果
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書

別記様式第2号（第5条関係）

登別市指令第 号

登別市農林業等振興補助金交付決定通知書

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け（第 号）で申請のありました標記補助金について、登別市農林業等振興補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 事業名
- 2 補助金の額は、次のとおりとします。  
交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 4 申請の内容に変更が生じることが明らかとなったときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。
- 5 事業が期限内に完了する見込がない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 この指令に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しなければなりません。
- 7 事業終了後60日以内に事業報告書及び収支決算書を提出してください。
- 8 前項の内容及び事業の実績とその成果並びに出納の状況を監査することがありますが、これを拒むことができません。
- 9 前項の条件に違反し、又は、事業執行予算に対して支出額がいちじるしく減少した場合は補助金を減額し、又は取り消すことがあります。この場合既に補助した金額の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- 10 この指令書により、補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

年 月 日

登別市農林業等振興補助金交付事業変更承認申請書

登別市長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名 印

年 月 日付け、登別市指令第 号で交付決定を受けた登別市農林業等振興補助金交付事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請します。

記

- 1 対象事業名
- 2 申請内容の変更

変更前	変更後

(理由)

- 3 事業の中止

(理由)

- 4 事業の廃止

(理由)

別記様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

登別市農林業等振興補助金交付事業変更承認通知書

住所  
団体名  
代表者氏名 様

登別市長 印

年 月 日付けで申請のありました登別市農林業等振興補助金交付事業については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 変更内容  
変更前  
変更後
- 3 承認の条件

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

登別市農林業等振興補助金交付決定事業実績報告書

登別市長 様

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名 印

年 月 日付け、登別市指令第 号で交付決定を受けた登別市農林業等振興補助金交付事業が完了しましたので、事業の実施状況を次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 対象事業名
- 2 交付決定額 円
- 3 補助事業の成果
- 4 関係書類  
(1) 事業に係る経費の明細書及びそれを証する書類

登別市農林業等振興補助金交付額確定通知書

住所  
団体名  
代表者氏名 様

登別市長 印

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市農林業等振興補助金交付事業については、次のとおり補助額を確定しましたので通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 交付確定額 円  
(交付決定額 円)